様式第二（第３条関係）

整　理　番　号　（注１）		

放　射　性　同　位　元　素　の　使　用　届

年　　月　　日

原　子　力　規　制　委　員　会　　殿

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

㊞

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第３条の２第１項の規定により放射性同位元素の使用を届け出ます。

氏　名　又　は　名　称		
法人にあつては、その代表者の氏名		
住　所		郵便番号（　　） 都 道 府 県 電話番号（　　）
工場又は事業所	名　称	
	所　在　地	郵便番号（　　） 都 道 府 県 電話番号（　　）
事務上の連絡先	名　称	
	所　在　地	郵便番号（　　） 都 道 府 県 電話番号（　　）
	連　絡　員　の　氏　名（注２）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
使用の内容	密封された放射性同位元素の使用	

			機器に装備されている放射性同位元素		機器に装備されていない放射性同位元素	
種類及び数量(注3)	核種					
	物理的状態（注４）					
	化学形等（注５）					
	密封の状態（注６）					
	１個当たりの数量及び個数（注７）					
	合計数量					
	放射性同位元素が機器に装備されている場合には、その機器の種類、型式及び性能（注８）					
使用の目的						
使用の方法（注９）						
使用の場所（注10）						
貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力	位置	地崩れのおそれ				
		浸水のおそれ				
		周囲の状況				
	貯蔵室又は貯蔵箱	貯蔵室の構造の耐火性（注11）				
		貯蔵室の材料 区分／室名	壁	柱	床	はり
		貯蔵箱の設置位置、個数、構造及び材料（注12）				
		標識を付ける箇所				
	遮蔽壁その他の遮蔽物	施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽（注13）				
		工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽（注14）				
	貯蔵容器（注15）	種類及び個数				
		構造及び材料（注16）				
		標識を付ける箇所				

	出入口		人が通常出入りする出入口　　箇所　　その他の出入口　　箇所(用途　　)
	閉鎖のための設備又は器具		
	管理区域	境界に設けるさくその他の施設	
		標識を付ける箇所	
	貯蔵能力	貯蔵室又は貯蔵箱（注17）	
		耐火性の容器（注18）	

注　1　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

2　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

3　「種類及び数量」　機器に装備されている放射性同位元素については機器ごと（通常一組又は一式をもつて使用するものにあつては一組又は一式ごと）に、機器に装備されていない放射性同位元素については核種及び化学形等ごとに記載し、数量の単位としては、ベクレルを用いること。

4　「物理的状態」　気体、液体等の区分を記載すること。

5　「化学形等」　原子力規制委員会の定める化学形等の区分を記載すること。

6　「密封の状態」　放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さ等を記載すること。また、コバルト又はラジウムの針、管等にあつては、その形状について記載すること。

7　「１個当たりの数量及び個数」 通常一組又は一式をもつて使用するものにあつては一組又は一式当たりの数量を記載すること。

8　「放射性同位元素が機器に装備されている場合には、その機器の種類、型式及び性能」　放射性同位元素が装備されている機器について記載すること。

9　「使用の方法」　線源の位置、１週間当たりの使用時間数及び３月間当たりの使用時間数、利用線すいの方向についても記載すること。

10　「使用の場所」　使用する室の名称等使用の場所を具体的に記載すること。

11　「貯蔵室の構造の耐火性」　開口部（給排気口を含む。）の状況についても記載すること。

12　「貯蔵箱の設置位置、個数、構造及び材料」　貯蔵箱の設置位置については、貯蔵箱が設置されている室の名称等を記載すること。

13　「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」　遮蔽物のある場合にはその構造及び材料並びに放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、また、遮蔽物のない場合には放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、それぞれ記載すること。

14　「工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の居住区域に対する遮蔽」　注13の例により記載すること。

15　「貯蔵容器」　種類ごとに記載すること。また、機器に装備されている放射性同位元素の場合にあつては、耐火性について記載すること。

16　「構造及び材料」　貯蔵室又は貯蔵箱を有しない場合には、構造の耐火性についても記載すること。

17　「貯蔵室又は貯蔵箱」　核種ごとに記載すること。ただし、特に必要な場合にあつては、適当な核種に換算した場合の貯蔵能力を、換算した核種の名称と併せて記載することができる。

18　「耐火性の容器」　容器ごとの貯蔵能力が明らかになるように記載すること。

備考１　この用紙は、日本工業規格Ａ４のつづり込式とすること。

2　この届書の提出部数は、正本１通及び副本３通とすること。ただし、原子力安全委員会の定める工場又は事業所にあつては、正本１通及び副本４通とすること。

3　この届書の正本１通には、第３条第２項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。